

補助内容が拡充されました！

住まいの耐震対策を支援します！

～木造住宅耐震診断・耐震改修の補助制度をご活用ください～

補助内容

木造住宅の耐震診断	診断費用を全額補助（※別途、事務手数料5千円を自己負担）
木造住宅の耐震改修	工事費用の80%を補助（※補助限度額 100万円）

○神崎市では今年度も国、県と協力し、耐震診断や耐震改修にかかる費用の一部を補助します。

耐震診断補助

【対象住宅】 昭和56年5月31日以前に建築され
個人が所有し自ら居住する「木造一戸建て」住宅

【補助内容】 診断費用は全額補助
※事務手数料として5千円の自己負担が別途あります。

※「佐賀県木造住宅耐震診断登録建築士」として登録された建築士が診断を行い、
建築士の選定は原則、市で行います。

耐震改修補助

【対象住宅】 昭和56年5月31日以前に建築され
個人が所有し自ら居住する「木造一戸建て」住宅

【補助対象】 耐震診断の結果、建物の上部構造評点を1.0以上にするため
の耐震改修工事費用

【補助内容】 耐震改修工事の費用に対して80%を補助
※上限額あり 100万円

受付期間

令和3年6月1日（火）から12月28日（火）まで 9時～17時（土日祝日を除く）
※募集戸数に達し次第、受付を終了します。

募集戸数

【耐震診断補助】 10戸 【耐震改修補助】 2戸

問い合わせ・申込先

建設課 建築住宅係 ☎ 0952-37-0103

【注意事項】

- ※ 必ず事前に建設課にご相談ください。申し込み資格など各種条件があります。
- ※ 手続き前に耐震診断・耐震改修を行った場合は補助の対象となりません。
- ※ 悪質な業者による勧誘にご注意ください。
(市職員が訪問・電話で耐震診断や耐震改修を勧めることはありません。)